盛土規制法
区域指定時施工中届出
の手引き

ver1.7

令和7年　5月

岩手県　環境生活部・農林水産部・県土整備部

目次

区域指定時施工中届出の対象となる工事の規模 ---------- p.3
区域指定時施工中届出の対象となる工事 ---------- p.4
「現に工事を実施している」とは？ ---------- p.5
区域指定時施工中届出に必要な書類 ---------- p.7
届出書作成例 ---------- p.9
図面作成要領 ---------- p.12
提出に当たってのお願い ---------- p.14
区域指定時施工中届出提出窓口 ---------- p.15

窓口が混雑しますので、
事前に予約をお願いします。

区域指定時施工中届出の対象となる工事の規模

<土地の形質の変更(盛土・切土)>

例えば…　●宅地を造成するための盛土・切土　●残土処分場における盛土・切土　●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土　等

要件	①盛土で高さが 1m超 の崖※を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 となるもの(①～④を除く)
イメージ図	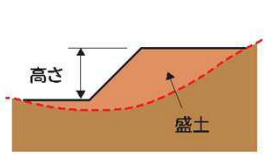	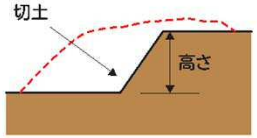	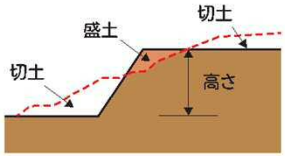	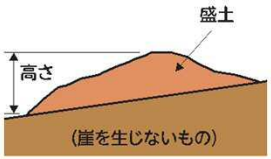	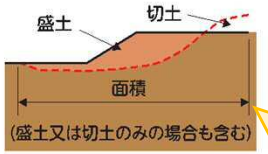

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

盛土の高低差のこと
(盛土厚さではない)

盛土又は切土の厚さが
30cmを超える面積にて判定

<一時的な土石の堆積>

例えば…　●土石のストックヤードにおける仮置き　等

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 かつ面積が 300㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 となるもの
イメージ図	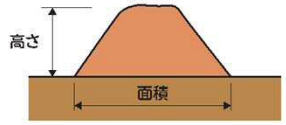	

宅地造成等工事規制区域か特定盛土等規制区域かに関わらず、県内全域で、
上記いずれかの規模に該当する工事は、区域指定時施工中届出の対象となります。

区域指定時施工中届出の対象となる工事

令和7年5月23日(金)に対象となる規模の工事を行っている場合

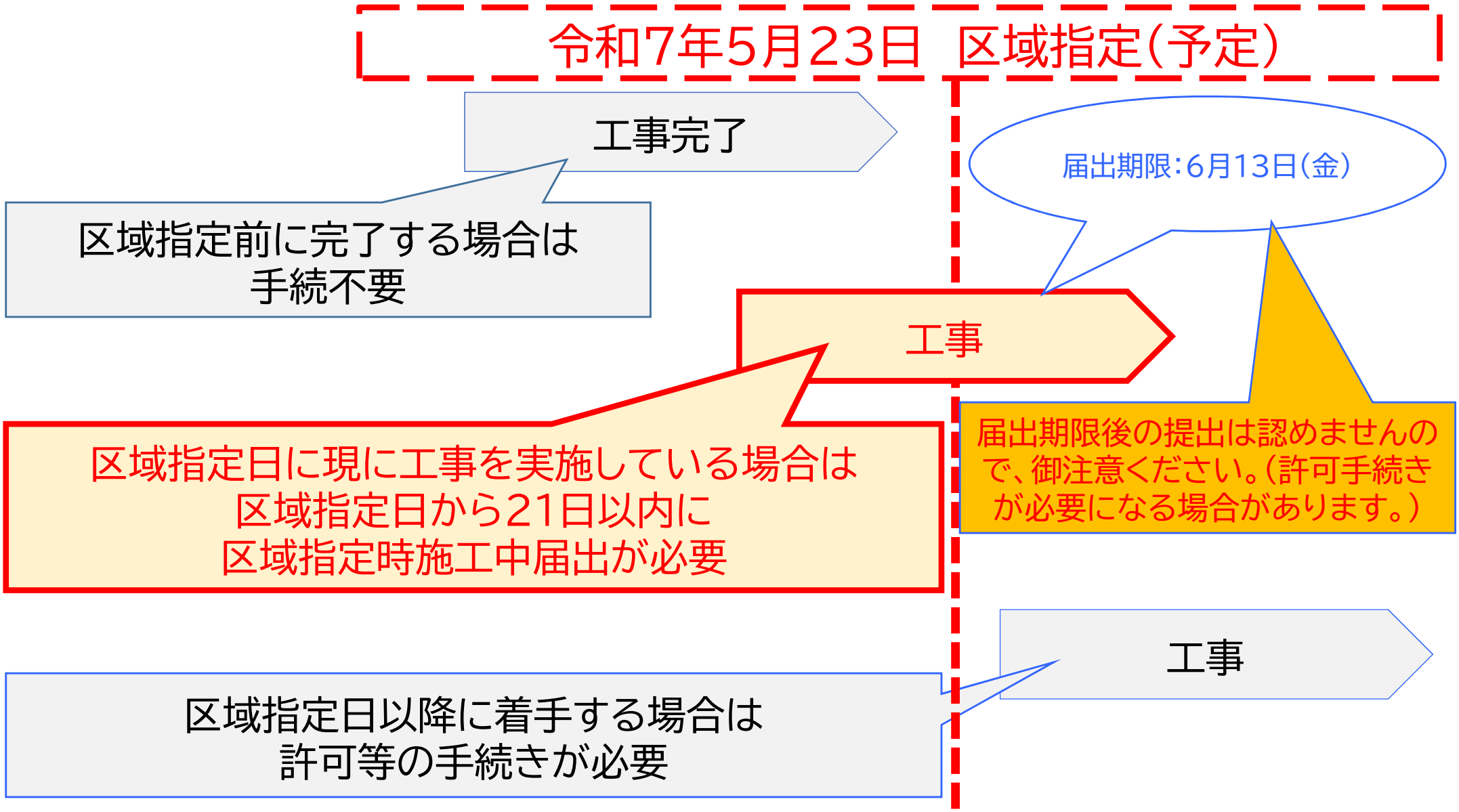

「現に工事を実施している」とは？

令和7年5月23日　区域指定（予定）

※工事着手時

測量・伐採に着手した
工事看板を設置した
（土工は未着手）

→ 着手とはみなされません
許可が必要です

測量・設計を終えたうえ
で土工に着手した

→ 着手とみなされます
届出が必要です

測量・設計は未了だが
土工に着手した

→ 着手とはみなされません
許可が必要です

土工事に着手している場合であっても、その行為が一時的なものに過ぎず、測量や設計等の準備行為を踏まえたものでない場合には、工事に着手しているとはみなされません。

「現に工事を実施している」とは？

令和7年5月23日　区域指定（予定）

※工事完了時

盛土工は終わったが、
植生工や排水施設工が残っている

→ 届出が必要です

現場の施工は全て終わったが、
契約工期内、検査未了など

→ 届出は不要です

施工は終わったが、
重機の撤収が未了

→ 届出の提出に御協力をお願いします

後日、令和7年5月23日の衛星写真で判定しますので、
現場に重機が残っている場合、施工中と判定します。

区域指定時施工中届出に必要な書類

宅地造成等工事規制区域か特定盛土等規制区域かに関わらず同様の書類

土地の形質の変更(盛土・切土)の場合

提出書類(※小規模)	提出書類(※大規模)
届出書(様式第13号)	届出書(様式第13号)
	位置図
	地形図
	土地の平面図
	土地及びその付近の状況を明らかにする写真

一時的な土石の堆積の場合

提出書類(※小規模)	提出書類(※大規模)
届出書(様式第14号)	届出書(様式第14号)
	位置図
	地形図
	土地の平面図
	土地及びその付近の状況を明らかにする写真

※小規模とは、宅造区域の許可を要する要件(500㎡など)
詳細は次ページを参照

※大規模とは、定期報告を要する規模(3,000㎡など)
詳細は次ページを参照

区域指定時施工中届出に必要な書類（つづき）

区域指定時施工中届出をした場合は、中間検査や完了検査を受けたり定期報告をする必要はありません。

区域	行為	届出 数回以上繰り返せば許可対象と同じ規模となるため、許可行為の端緒として把握すべき規模	許可	中間検査	定期報告	完了検査
宅地造成等工事規制区域	土地の区画形質の変更（盛土・切土）	―	①盛土で高さ1m超の崖 ②切土で高さ2m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ2m超の崖（①、②を除く） ④盛土で高さ2m超（①、③を除く） ⑤盛土または切土の面積500㎡超（①～④を除く）	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖（①、②を除く） ④盛土で高さ5m超（①、③を除く） ⑤盛土または切土の面積3,000㎡超（①～④を除く）	同　左	許可対象すべて
	一時的な土石の堆積	―	①堆積の高さ2m超かつ面積300㎡超 ②堆積の面積500㎡超	―	①堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超 ②堆積の面積3,000㎡超	許可対象すべて
特定盛土等規制区域	土地の区画形質の変更（盛土・切土）	①盛土で高さ1m超の崖 ②切土で高さ2m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ2m超の崖（①、②を除く） ④盛土で高さ2m超（①、③を除く） ⑤盛土または切土の面積500㎡超（①～④を除く）	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖（①、②を除く） ④盛土で高さ5m超（①、③を除く） ⑤盛土または切土の面積3,000㎡超（①～④を除く）	許可対象すべて	許可対象すべて	許可対象すべて
	一時的な土石の堆積	①堆積の高さ2m超かつ面積300㎡超 ②堆積の面積500㎡超	①堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超 ②堆積の面積3,000㎡超	―	許可対象すべて	許可対象すべて

届出書作成例

様式第13号(土地の形質の変更)
様式第14号(土石の一時堆積)

まずは「土地の形質の変更」か、
「土石の一時堆積」かについて
自ら判断いただく必要があります。

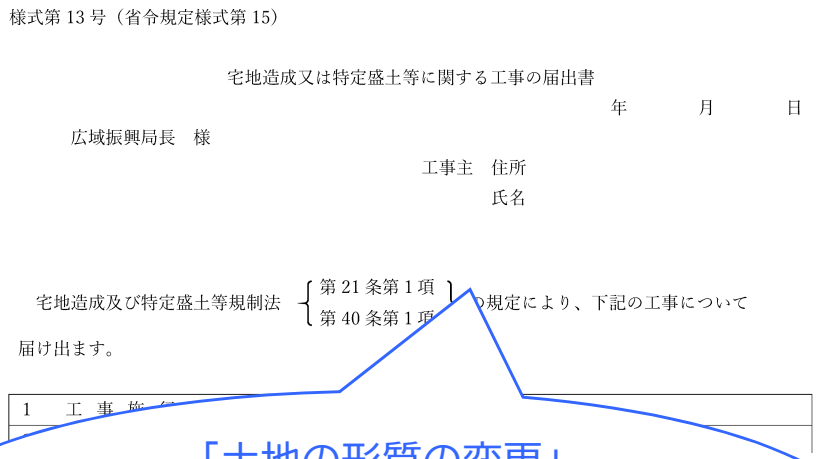

様式第 13 号（省令規定様式第 15）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書

年　月　日

広域振興局長　様

工事主　住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 21 条第 1 項 / 第 40 条第 1 項 } の規定により、下記の工事について届け出ます。

1	工事施行者住所

「土地の形質の変更」

・残土の最終処分
・上物(建築物や工作物)を建てる

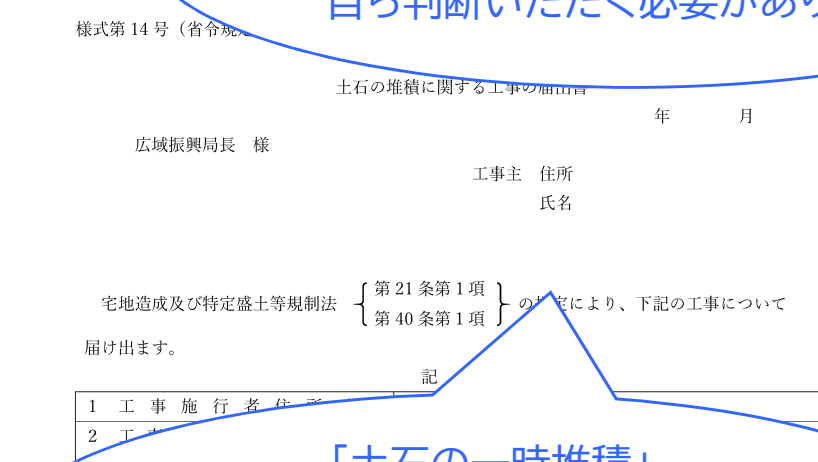

様式第 14 号（省令規定様式第 15）

土石の堆積に関する工事の届出書

年　月　日

広域振興局長　様

工事主　住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 21 条第 1 項 / 第 40 条第 1 項 } の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1	工事施行者住所
2	

「土石の一時堆積」

・流用土の仮置き
・計画満了時に更地に戻すもの

様式ダウンロードページ

URL:https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/toshigesui/1070145/1084929.html

岩手県　盛土規制　様式集

岩手県 - 様式集
www.pref.iwate.jp

図面作成要領

URL:https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/toshigesui/1070145/1080597.html

岩手県　盛土規制法審査基準

岩手県 - 盛土規制法による許可に係る審査基準（案）の公開について
www.pref.iwate.jp

届出書作成例

様式第13号(土地の形質の変更)

様式第 13 号（省令規定様式第 15）

提出先の広域振興局名を記入

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書

令和 7 年 5 月 27 日

盛岡 広域振興局長 様

工事主とは、盛土等工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者のことを指します。

工事主 住所 盛岡市〇〇町〇〇－〇

株式会社 〇〇

請負工事受注者名を記入

宅地造成等工事規制区域の場合は「第21条第1項」にマルを、
特定盛土等規制区域の場合は「第40条第1項」にマルを記入。

宅地造成及び特定盛土等規制法 〔第 21 条第 1 項 / 第 40 条第 1 項〕 の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1	工事施行者住所氏名	〇〇建設 株式会社	
2	工事をしている土地の所在地及び地番（代表地点の緯度経度）	矢巾町〇〇第〇地割〇－〇 （緯度： 39 度 〇〇分 46.6 秒 経度： 141 度 〇〇分 31.5 秒）	
3	工事をしている土地の面積	862.11	㎡
4	盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土	
5	盛土又は切土の高さ	1.34	m
6	盛土又は切土する土地の面積	613.49	㎡
7	盛土又は切土の土量	盛土 577.2	㎥
		切土 1.0	㎥
8	工事着手年月日	令和 5 年 1 月 27 日	
9	工事完了予定年月日	令和 7 年 9 月 30 日	
10	工事の進捗状況	約80%	

一体的に開発される区域の面積を記入。
道路や法面等の一体的事業区域を指す。

工事場所の地番と緯度経度を記入。
緯度経度は目安の場所で構いません。
秒の小数第一位まで記入してください。
（グーグルマップ等でも確認できます。）

地盤勾配1/10以下が「平地盛土」
地盤勾配1/10超が「腹付け盛土」
谷を埋めるものが「谷埋め盛土」

土地の形状を変更する面積を記入。
（盛土面積と切土面積の合計値）

着手年月日が判然としない場合は、着手年度の4月1日等でも構いません。
完了予定年月日は届出に当たり決めていただく必要があります。

進捗率でも文章表現でも構いません。
（例:土工完了）

届出書作成例

様式第14号(土石の一時堆積)

様式第 14 号（省令規定様式第 16）

提出先の広域振興局名を記入

土石の堆積に関する工事の届出書

令和 7 年 5 月 27 日

盛岡 広域振興局長 様

工事主とは、盛土等工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者のことを指します。

工事主 住所 盛岡市〇〇町〇〇－〇

株式会社 〇〇

請負工事受注者名を記入

宅地造成等工事規制区域の場合は「第21条第1項」にマルを、
特定盛土等規制区域の場合は「第40条第1項」にマルを記入。

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 21 条第 1 項 / 第 40 条第 1 項 } の規定により、下記の工事について届け出ます。

工事場所の地番と緯度経度を記入。
緯度経度は目安の場所で構いません。
秒の小数第一位まで記入してください。
（グーグルマップ等でも確認できます。）

記

1 工事施行者住所氏名	〇〇建設 株式会社
2 工事をしている土地の所在地及び地番（代表地点の緯度経度）	矢巾町〇〇第〇地割〇－〇 （緯度： 39度 〇〇分 46.6 秒 経度： 141度 〇〇分 31.5 秒）
3 工事をしている土地の面積	862.11 ㎡
4 土石の堆積の最大堆積高さ	5.0 m
5 土石の堆積を行う土地の面積	613.49 ㎡
6 土石の堆積の最大堆積土量	1,022.5 ㎥
7 工事着手年月日	令和 5年 1 月 27 日
8 工事完了予定年月日	令和 7年 9 月 30 日
9 工事の進捗状況	約80%

一体的に使用する面積を記入。
空地や進入路を含めた面積を指す。

空地等を除いた面積を記入。
（実際に土石の堆積をする面積）

着手年月日が判然としない場合は、着手年度の4月1日等でも構いません。
完了予定年月日は届出に当たり決めていただく必要があります。

進捗率でも文章表現でも構いません。
（例：堆積完了残るは撤去のみ）

図面作成要領

宅地造成等工事規制区域か特定盛土等規制区域かに関わらず同様

土地の形質の変更(盛土・切土)の場合

図面	明示すべき事項	備考
位置図	1　縮尺 2　方位 3　道路 4　目標となる地物	
地形図	1　縮尺 2　方位 3　土地の境界線(事業区域を赤で囲む)	等高線は、2メートルの標高差を示すものとすること
土地の平面図	1　縮尺 2　方位 3　土地の境界線(事業区域を赤で囲む) 4　盛土(青着色)又は切土(赤着色)をする土地の部分 5　崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設、地滑り抑止杭、グラウンドアンカーその他の土留めの位置	植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。

縮尺の指定はありませんが、
縮尺は明示してください

既存図面の流用で構いませんので、
明示すべき事項を網羅するようにお
願いします

「地形図」は盛土等着手前の平面図を、「土地の平面図」は計画平面図のことを指します。着手前平面図が無い場合には、現況平面図でもやむを得ないものとします。

図面作成要領

宅地造成等工事規制区域か特定盛土等規制区域かに関わらず同様

一時的な土石の堆積

図面	明示すべき事項	備考
位置図	1　縮尺 2　方位 3　道路 4　目標となる地物	
地形図	1　縮尺 2　方位 3　土地の境界線（事業区域を赤で囲む）	等高線は、2メートルの標高差を示すものとすること
土地の平面図	1　縮尺 2　方位 3　土地の境界線（事業区域を赤で囲む） 4　勾配が1/10を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容 5　空地の位置 6　柵その他これに類するものを設置する位置 7　雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容 8　堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	

縮尺の指定はありませんが、縮尺は明示してください

既存図面の流用で構いませんので、明示すべき事項を網羅するようにお願いします

「地形図」は盛土等着手前の平面図を、「土地の平面図」は計画平面図のことを指します。着手前平面図が無い場合には、現況平面図でもやむを得ないものとします。

提出に当たってのお願い

窓口に届出を提出していただく際に、以下の内容についても聞き取りを行います。

聞き取り事項

- 盛土法面勾配
- 擁壁等施設諸元（高さ、前面勾配）

提出時にコメントくださいますようお願いいたします。

危険盛土の疑いを払拭するためのものですので、御協力をお願いいたします。

区域指定時施工中届出提出窓口

いわて盛土情報システムの「担当課区分図」に応じた窓口に提出をお願いします。
（不明な場合は最寄りの振興局保健福祉環境部・農政部・林務部・土木部のいずれかへお越しください）

開発中の画面です

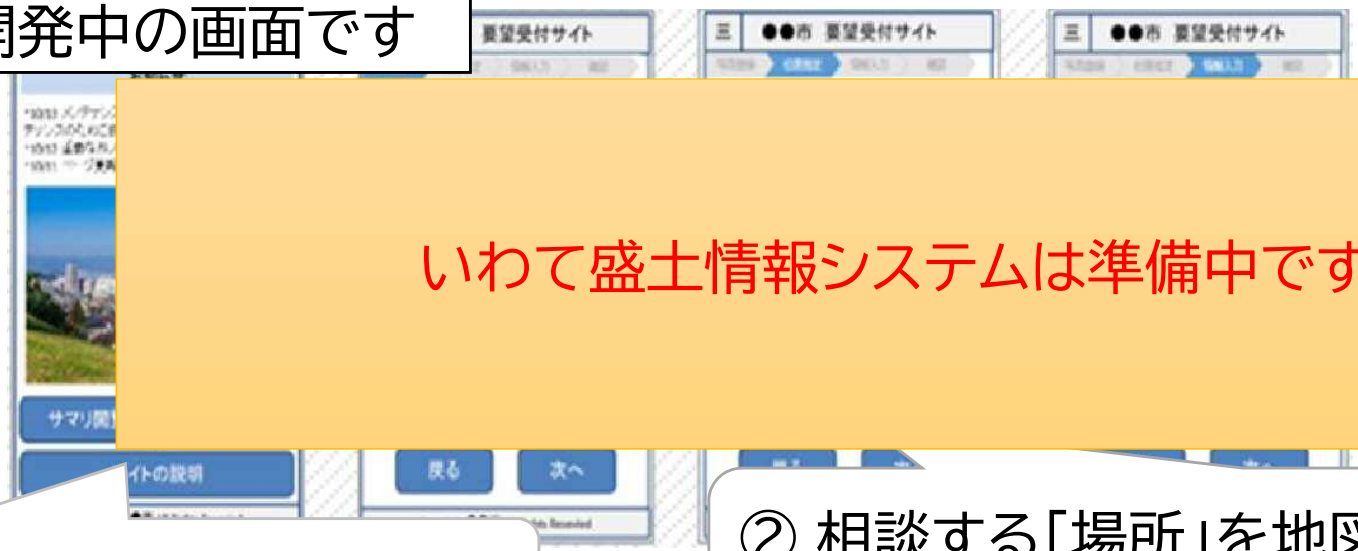

いわて盛土情報システムは準備中です

① 「事前相談」に進む

② 相談する「場所」を地図上で選択
または「住所（地番）」を入力し検索

いわて盛土情報シス

URL：http://we

いわて盛

いわて盛土情報システムは準備中です

窓口が混雑しますので、
事前に予約をお願いします。

区域指定時施工中届出提出窓口

いわて盛土情報システムの「担当課区分図」に応じた窓口に提出をお願いします。
（不明な場合は最寄りの振興局農政部・林務部・土木部のいずれかへお越しください）

窓口が混雑しますので、事前に予約をお願いします。

対象市町村	振興局担当課（許可事務公所）			
	保健福祉環境部	林務部	農政部	土木部
滝沢市／矢巾町／紫波町／雫石町／八幡平市／岩手町／葛巻町	盛岡広域振興局 保健福祉環境部	盛岡広域振興局 林務部	盛岡広域振興局 農政部	盛岡広域振興局 土木部
花巻市／北上市／西和賀町	花巻保健福祉環境センター	花巻農林振興センター	県南広域振興局 農政部	県南広域振興局 土木部
遠野市		遠野農林振興センター		
奥州市／金ケ崎町	県南広域振興局 保健福祉環境部	県南広域振興局 林務部		
一関市／平泉町	一関保健福祉環境センター	一関農林振興センター		
大船渡市／陸前高田市／住田町	大船渡保健福祉環境センター	大船渡農林振興センター	沿岸広域振興局 農林部	沿岸広域振興局 土木部
釜石市／大槌町	沿岸広域振興局 保健福祉環境部	沿岸広域振興局 農林部		
宮古市／山田町／岩泉町／田野畑村	宮古保健福祉環境センター	宮古農林振興センター 林務室		
久慈市／洋野町／野田村／普代村	県北広域振興局 保健福祉環境部	県北広域振興局 林務部	県北広域振興局 農政部	県北広域振興局 土木部
二戸市／一戸町／軽米町／九戸村	二戸保健福祉環境センター	二戸農林振興センター 林務室		